

教育民生委員会記録

開会年月日	平成 27 年 7 月 3 日
開会時刻	午前 10 時 00 分
閉会時刻	午前 10 時 32 分
出席委員名	◎中村豊治 ○上田修一 楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子 福井輝夫 工村一三
	小山 敏 議長
欠席委員名	藤原清史 中山裕司
署名者	楠木宏彦 鈴木豊司
担当書記	中野 諭
協議案件	議案第 60 号 平成 27 年度伊勢市一般会計補正予算(第 2 号)中、教育民生委員会関係分
	議案第 63 号 伊勢市福祉健康センター条例の一部改正について
	議案第 64 号 伊勢市ハートプラザみその条例の一部改正について
	議案第 65 号 伊勢市障害者就労支援施設条例の一部改正について
	議案第 66 号 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正について
説明者	健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉総務課長
	高齢・障がい福祉課長
	教育長、教育部長、教育次長、スポーツ課長
	総務部長、総務課長、その他関係参与

審査結果並びに経過

中村委員長開会を宣言し、会議録署名者に楠木委員、鈴木委員を指名した。

直ちに会議に入り、「議案第 60 号平成 27 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）」中、教育民生委員会関係分、「議案第 63 号伊勢市福祉健康センター条例の一部改正について」、「議案第 64 号伊勢市ハートプラザみその条例の一部改正について」、「議案第 65 号伊勢市障害者就労支援施設条例の一部改正について」、「議案第 66 号伊勢市重度身体障害者サービスセンター条例の一部改正について」を議題とし、審査の結果、いずれも全会一致をもって可決すべしと決定した。

また、委員長報告文については、正副委員長に一任することと決定し、委員会を閉会した。

開会 午前10時00分

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は7名でありますので会議は成立をいたしております。

中山議員、藤原議員のほうから欠席届が出ておりますので、御了承いただきたいと思います。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において、楠木委員、鈴木委員の御兩名をお願いします。

本日御審査いただきます案件は、去る6月29日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました「議案第60号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）」中、教育民生委員会関係分、「議案第63号伊勢市福祉健康センター条例の一部改正について」、「議案第64号伊勢市ハートプラザみその条例の一部改正について」、「議案第65号伊勢市障害者就労支援施設条例の一部改正について」及び「議案第66号伊勢市重度身体障害者サービスセンター条例の一部改正について」、以上の5件であります。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

このように決定をいたしました。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

【議案第60号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）中、教育民生委員会関係分】

◎中村豊治委員長

それでは、「議案第60号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）」中、教育民生委員会関係分の御審査をお願いいたします。

補正予算書の14ページをお開きください。14ページ、15ページ、款11教育費を一括で御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。

副委員長。

○上田修一副委員長

まずですね、全日本大学女子ソフトボール選手権のインカレについて、去年はですね、岩手県花巻というところでやられたと聞いています。

8月ごろにやっているはずなんですけども、それがなぜ本予算に反映できなかったのかということと、伊勢市以外でもそういう、この地域の負担金があるのかどうかお聞かせください。

◎中村豊治委員長

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

今回の補正をさせていただきましたのは、来月8月に開催をされます、今おっしゃられましたインカレの大会でございます。この大会につきましては、女子の部が伊勢市、そして男子の部が志摩市で開催されます。

大会のほうは、それぞれの属するソフトボール協会が主管となり、実行委員会を運営し、開催をサポートするものでございます。

内容につきましては、この高校生のほうを今年度に入りまして、伊勢の属するソフトボール協会さんのほうから御連絡をいただきましたので、私どもの方が補正で対応させていただくものでございます。

また、他市の志摩市のほうにつきましても同様に対応するという内容のほうは、お伺いしております。

◎中村豊治委員長

副委員長。

○上田修一副委員長

ソフトボール協会が中心にやっているということですけども、やっぱりもう少し早くですね、去年のやってきたことの情報をですね、キャッチしながら、こういう補正じゃなくて、本予算に取り組むということが大事じゃないかと思えます。

先ほどの志摩市が男子ということでしたけれども、男子の志摩市についてはどれほどの負担ということになっているのか教えてください。

◎中村豊治委員長
スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

志摩市のほうも確認をさせていただきましたが、志摩市は100万円を計上されておるといふふうに伺っております。

◎中村豊治委員長
よろしいですか。
副委員長。

○上田修一副委員長

そういうことですね、伊勢にこういう大きな大会が来るといふことですので、地元の中学校、高校のほうですね、ソフトボールがあると思うのですが、それとの関連性、地域のそういう、これを盛り上げるための、そういう意気込みといふか、催しといふのはあるんでしょうか。

◎中村豊治委員長
スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

まず、地元のかかわりでございますが、実行委員会を組織するといふことでお答えをさせていただきましたが、その中でも地元のほう、宇治山田商業高校、明野高校、伊勢学園高校の女子ソフトボール部の皆さんが、実行委員会の皆様と一緒に、大会のほうをサポートするといふふうに伺っております。

また、後段にお尋ねいただきました交流等の内容でございます。

これにつきましては、大会は競技のほうメインでございますので、今回は予定をしておりますが、せっかくの大会でございますので、ソフトボール教会さんを通じて、大会のほうは周知をさせていただく予定でございます。

◎中村豊治委員長
副委員長。

○上田修一副委員長

これからですね、30年のインターハイ、33年の国体といふことで、大きなスポーツイベントがどんどん目白押しになってきますので、こういうトップレベルの大会があったときは、ぜひとも伊勢市としてスポーツ振興の盛り上げをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎中村豊治委員長
他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長
他に御発言もないようでありますので、款11教育費を終わります。
以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長
ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。
「議案第60号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）」中、教育民生委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎中村豊治委員長
御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第63号 伊勢市福祉健康センター条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長
次に58ページを開いてください。
「議案第63号伊勢市福祉健康センター条例の一部改正について」の御審査をお願いいたします。
御発言がありましたらお願いします。
ございますか。
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
1点お尋ねをいたします。
今回ですね、第4条で身体障害者福祉センターの事業が変更されます。先の副市長の補足説明におきましては、支援法第77条第1項に規定する、地域生活支援事業の一つとして身体障害者を対象としたパソコン教室など、各種講座を実施してきたが、事業内容や費用対効果等を勘案して、改正後の事業に位置づけを変更するというような説明でございまし

た。

そこでお尋ねなんですけど、副市長に聞くべきかなと思うんですけど、その補足説明の中で、事業内容や費用対効果等を勘案して、事業の位置づけを変えるということですが、この費用対効果とは、どのような意味をなすのか。またどのような形で分析をされて、そういう発言をなされたのか、申し訳ないのですが、部長さんなり、次長さんなりにお答えいただけるとありがたいです。

◎中村豊治委員長

健康福祉部次長。

●江原健康福祉部次長

この障害者総合支援法の77条第1項第9号に定める事業と申しますのは、地域生活支援事業の一つで、地域活動支援センターということでございます。これまで地域活動支援センターということで実施してまいりました。11事業実施してまいりました。これにつきましては、利用者が支給決定を申請していただいて、支給決定をいたしまして、自己負担1割というようなことで利用をいただいております。

今回、指定管理の更新時期ということで、内容を精査させていただきまして、そもそも身体障害者福祉センターということで運営しておりますので、身体障害者福祉センターの事業ということで位置づけを変えまして、事業は、同様の事業を実施いたします。ただ、身体障害者福祉センターで実施いたしますと、利用の申請をしていただかなくても利用できること、それから1割の負担をしていただかなくてもいいことというふうなことで、ただ、市にとりましてはこの1割の負担というのを市で負担するような形になるものがございますが、利用者の利用の利便性であるとか負担の軽減というふうなことも勘案いたしまして、費用対効果ということで、この条例の改正を議決いただいた以降は、身体障害者福祉センターということで事業を実施してまいりたいというものでございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今説明を伺いました。費用対効果の内容ですね、内容につきましては、利用者の方にとって有利になるような形やということで説明をいただいたんですが、この福祉の分野におきまして、費用対効果という考え方はですね、私ら想像もできなかった部分でございます。

地方自治法にも、最小の経費で最大の効果をあげよということで、地方公共団体の義務というような形で規定がされておるんですが、そのような考え方でいけば、福祉の分野にもそういう考え方を入れてもいいのかなというふうに思います。

今回はたまたま、利用者にも有利な方向になったわけですが、逆の場合も当然考えられるかなというふうに思いますので、これからの福祉行政あるいはその事業を展開していく中で、また、事業の見直しに当たってですね、その費用対効果という考え方をたえず持って臨まれるのか、その辺だけひとつ確認をさせてください。

◎中村豊治委員長
健康福祉部次長。

●江原健康福祉部次長

費用対効果ということで、おっしゃられましたが、当然のことながら費用対効果、それと福祉の向上というところもあわせて考えながら、その辺精査して実施していきたいというふうに考えておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

◎中村豊治委員長
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長
御発言もないようでありますので以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長
討論ないようでありますので以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第63号伊勢市福祉健康センター条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長
御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第64号 伊勢市ハートプラザみその条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長
次に議案書の70ページを開いてください。

「議案第64号伊勢市ハートプラザみその条例の一部改正について」の御審査をお願いいたします。

御発言はございますか。

○楠木宏彦委員

ひとつ伺いますけれども、利用料金制を取り入れるということですが、そのことによって、市と指定管理者にとって何がどう変わるのか。これ若干、この前の協議会のときにも収入に関しての質問がありましたけれども、市と指定管理者にとって、どういうふうになら変わるのか。

それからもうひとつは、利用者ですね、2種類の利用者がいらっしゃると思うのですが、利用対象者と利用許可者ですか、にとって、何がどのように変わるのか、その辺について、簡単に御説明ください。

◎中村豊治委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

利用料金制につきましては、施設の利用があったときに収入する利用料金を施設の管理経費に充てる制度でございます。利用料金は施設を管理する指定管理者の収入となります。従いまして、指定管理者は市から支払われる委託料と利用料金をもって、施設を管理するということとなります。

市からの委託料につきましては、管理経費から想定される利用料金を控除しまして、指定管理者に支払いますので、指定管理者の努力によりまして、想定される利用料金を上回る利用があれば、その分は指定管理者の利益となるものでございます。逆に、想定される利用料金を下回れば、指定管理者の損益となります。

委託料につきましては、金額が固定されておりますが、利用料金は利用者がふえればふえるほど指定管理者の収入がふえるという仕組みとなっておりますので、利用料金制を導入いたしますと、指定管理者が利用者をふやそうとする努力への動機づけとなりまして、サービスの質の向上につながるということでございます。

一方、利用料金制を導入しない場合につきましては、利用料金を市が収入することとなりますので、指定管理者がどれだけ努力をしても、業者をふやしたとしてもですね、収入がふえるということにはございません。

むしろ利用者がふえればふえるほど、電気代や水道代などの経費もふえるということになりますので、指定管理者が創意工夫を行わないという可能性もございます。

利用対象者でございますけれども、ハートプラザみその利用対象者につきましては、老人福祉センターとか、御菌保健センター、こども広場などの施設がございます。それぞれに利用対象者が定められておりまして、市内に居住する60歳以上の方であるとか、市内に居住する児童というふうな規定がなされておるところでございます。

こういった方々の利用がない場合に一般利用という形で使用していただくことができるということで、各部屋の使用許可を出しておるところでございます。

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

これまでに比べましてですね、この制度を導入することによって、利用に当たっての利便性ですね、それはどのように変わるのでしょうか。

◎中村豊治委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

指定管理者制度を導入することによりましてですね、利用しやすい環境を整えるということが、指定管理者に求められるところがございますので、快適に利用していただくこととか、予約しやすいことなどが改善されまして、より利用がふえるというふうな理解をしておるところでございます。

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

利用料金制を導入したときの話はどうですか。

◎中村豊治委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

利用料金制を導入して、何がメリットがあるかというところ、指定管理者のほうにメリットがございまして、特に利用者にとってはですね、何ら、利用料金が変わるということではございませんので、利用者にとっては今までどおりかなと思っております。

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

使い勝手が悪くなるというようなことはございませんでしょうか。

◎中村豊治委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

そのようなことはないと考えております。

◎中村豊治委員長

他にございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようですので以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

討論はないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第64号伊勢市ハートプラザみその条例の一部改定につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第65号伊勢市障害者就労支援施設条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

次に、82ページを開いてください。

「議案第65号伊勢市障害者就労支援施設条例の一部改正について」の御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すいません、今回ですね、障害者就労支援につきましてはB型を実施しておったので、明記をしたということで、市内に4施設あるのですが、すべて同じ状況やというふうに思います。

市内の4施設につきまして、それぞれ指定管理先はどこなのか。

それともう1点、その期間はどうか、お教えいただけますやろか。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齡・障がい福祉課長

今回の条例改正に関連いたします4つの施設について、指定管理先についてはどこかということにつきましては、伊勢市社会福祉協議会のほうに委託をしているところでございます。

期間といいますのは、すみません、「指定管理の期間」と呼ぶ者あり）指定管理でございます、以上でございます。

失礼いたしました。期間については5年間の指定管理でございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません、いつからいつまで。

◎中村豊治委員長

高齡・障がい福祉課長。

●中村高齡・障がい福祉課長

すみません、平成23年度から27年度まででございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員

○鈴木豊司委員

今回ですね、利用の手続きが改められております。

障害者就労支援施設の利用に際しましては、現在は、市長に申請をして承認を得るということでございますが、この条例施行後は、指定管理者、社協のほうに申し込みをして承諾を得るということになります。不承諾、利用の取り消しというの、指定管理者の判断に委ねられるということになるわけでございます。

このことにつきましては、この後の第66号、デイサービスセンターが条例でまったく同じ改正がなされております。

指定管理者制度といいますのは、地方自治法にも規定があるんですが、施設の使用許可であったり、利用料金の収受などの公の施設の管理について、管理者の権限をもって自治体の代行をするということで理解をしておったんですが、その利用の承諾やら、取り消しにかかる行為につきましても、その権限を与えるということは問題ないのかどうなのか。条例で規定をすれば可能なのか、その辺の御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

◎中村豊治委員長

高齡・障がい福祉課長。

●中村高齡・障がい福祉課長

ただいまの指定管理者に利用決定等を委ねるということに関して問題がないかという点についてお答えをいたします。

地方自治法におきまして「地方公共団体の長は条例の定めるところにより指定管理者に使用許可を行わせることができる」というようになっておりますことから、そのように、改正をさせていただくものでございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員

○鈴木豊司委員

その使用の許可というのは、例えば施設の、何て言うたらいいのかな、設備であって、部屋を貸すとか、そういうことであって、例えばこの福祉のサービスの部分はどうなんか、それも含まれるということでの理解でよろしいですか。

◎中村豊治委員長

高齡・障がい福祉課長。

●中村高齡・障がい福祉課長

平成15年に地方自治法が改正をされまして、この指定管理者制度につきましては、その管理の中にそういった使用許可ということも含まれるということで、国からの通知の中で、平成15年に総務省のほうから、そのような内容の解説がきているところでございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員

○鈴木豊司委員

それぞれの条例施行後は、この利用の承諾であるとか、不承諾というのは、どなたが判断することになりますでしょうか。

◎中村豊治委員長

高齡・障がい福祉課長。

●中村高齡・障がい福祉課長

利用の決定につきましては、指定管理者が行うこととなるものでございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員

○鈴木豊司委員

具体的にですね、社会福祉協議会のどなたがということで、お聞きしているんですけど。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

社会福祉協議会の代表者であると認識をいたしております。

◎中村豊治委員長

鈴木委員

○鈴木豊司委員

わかりました。社会福祉協議会の代表者、会長さんがそれぞれ判断をしていただけるということでございます。

あつてはならないと思うのですが、万が一にですね、利用者等からの不服申し立て、あるいは苦情、また指定管理者の業務の範囲内における事故等があった場合にですね、その指定管理者、社会福祉協議会の会長さんが責任を持って対処するといえますか、解決をしていただけるのか、どうなのか、これは執行部の話になってくるのですが、どうでしょうか、その辺も。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

ただいまの御質問で不服申し立てがあった場合、それから苦情、あるいは事故等があったという場合でございますけれども、まず1点目の不服申し立てがあった場合につきましては、指定管理者が行います、その利用不許可に対する不服申し立てとなる場合につきましては、地方自治法の第244条の4第3項の規定に基づきまして、市長に対する審査請求等がなされるものでございます。そのため市長が裁決するということになるものでございます。

2点目の苦情があった場合ということにつきましては、まず第一義的には指定管理者に対する調査権、指示権等を市が行使する対応になると考えております。

また、施設等で事故があった場合につきましては、被害者との関係におきまして、施設の設置者であります市が国家賠償法の第1条第1項に基づき、損害賠償責任を負うものでございます。

ただ、この場合、加害行為を行った指定管理者、職員個人も、それから指定管理者も賠償責任は負いませんが、市が賠償責任を果たしたとき、市と指定管理者の職員や指定管理者との関係は、求償関係ということになります。

また、国家賠償法の枠組みとは別に指示どおり履行されていなかった契約違反等の債務

不履行に基づく損害賠償責任を負うこともございますので、この責任の分担につきましては、協定書において定めているものでございます。

この協定内容につきましては、リスク分担表ということで、指定管理者の責めに帰する事由のものにつきましては、指定管理者、それ以外のものについては、市が負担を負うということでございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

その点につきましては、まだこれから十分時間がありますので、協定書の内容等をしっかりと研究してもらって、そういう部分の担保をしていただきたいなというふうに思います。

最後に法令担当の方にお尋ねをさせていただくんですが、今回、承認と承諾ということが出てきました。

この承認と承諾の相違点、それと事業あるいはサービスの利用に際しまして承諾という行為で可とするのか、その辺の、法令担当の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

総務課長。

●中川総務課長

それでは私のほうから御説明させていただきます。

まず、旧の条例で承認、新しく改正で承諾ということで承認から承諾へ字句の変更をさせていただこうというものでございます。

実は今回就労支援施設でございますけれども、障害者総合支援法上、給付の制度という、もとの施設になります。実際給付の制度といいますのは、旧の、昔で言えば措置でしたのですけれども、措置から支給決定を受けた利用者が、利用する施設との契約という形になります。

したがって、措置から契約ということになりましたので、一般的に契約の、民法なんかの間に細かく説明をみますと、契約が成立するのは、申し込みがあって、もう一方が承諾をすると、申し込みと承諾で契約が成立するという説明がされておりますので、こういう給付の制度のもとの施設の言葉の使い方としまして、申し込みと承諾という形で統一をさせていただこうということで、今回の改正に入れさせていただいております。

それから、もう一つの、施設での承諾ということになるんですけれども、実際、福祉の制度上、利用者と施設との契約ということになりますので、この点については、承諾ということで可能かというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

他に御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

他に御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

内容でありますので、以上で討論終わります。
お諮りいたします。

議案第65号伊勢市障害者就労支援施設条例の一部改正につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第66号伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

次に88ページを開いてください。

「議案第66号伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正について」の御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。
ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

討論はないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第66号伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成につきましては、正副委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、審査願います案件はすべて終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時32分

上記署名する。

平成27年7月3日

委員長

委員

委員